

平成 26 年第 3 回
北栄町農業委員会総会議事録

平成 26 年第 3 回北栄町農業委員会総会

開催年月日	平成26年3月10日（月）					
開催の場所	北栄町北条農村環境改善センター					
開 会	平成26年3月10日（月） 午後1時30分					
出席委員 （ 2 3 名）	1 番	河原 廣美	2 番	家森 政男	3 番	岸田 一成
	4 番	田中 則重	5 番	濱田 陽一	6 番	木村 悟
	7 番	坂本 憲昭	8 番	友定 憲一	9 番	村岡 昌美
	1 0 番	永田 恭彦	1 1 番	徳山 克之	1 2 番	前田 榮久
	1 3 番	宇田川誠章	1 4 番	福光 康男	1 5 番	杉川 武士
	1 6 番	徳山 隆敏	1 7 番	津川 孝篤	1 8 番	前田 浩明
					2 1 番	谷口 廣志
	2 2 番	遠藤 忠充	2 3 番	斎尾 智弘	2 4 番	盛山 由紀子
			2 6 番	濱坂 良男		
欠席委員等	1 9 番 森本 真理子 2 0 番 山下 正美					
事務局	局長	下阪 啓二	書 記	阪本 知春		
閉 会	平成26年3月10日（月） 午後3時1分					

日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署名委員の選出
(2 番) (3 番)
- 5 議事
 - (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について (5 件)
 - (2) 農地法第 5 条の規定による許可申請について (3 件)
 - (3) 農地利用集積計画の決定について
 - ・利用権設定
- 6 協議事項
 - (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
 - (2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について
 - (3) 北栄町農業振興地域整備計画の変更について
 - (4) 伝統農地登録について
 - (5) 平成 2 6 年度農作業労働標準賃金等基準額の決定について
 - (6) 農地白書の作成と提出について
- 7 報告事項
 - (1) 平成 2 5 年度農地利用調査結果について
 - (2) 委員会報告
 - 農地委員会
 - 農政委員会
 - 広報委員会
- 8 連絡事項
 - (1) 総会開催予定等
 - ・第 4 回総会 平成 2 6 年 4 月 1 0 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から
北栄町北条農村環境改善センター
 - 現地確認 平成 2 6 年 4 月 9 日 (水) 事務局集合
担当委員 議席番号 1 5 番～ 1 8 番
 - 議案締切日 平成 2 6 年 3 月 2 5 日 (火)
- 9 その他
- 1 0 閉会

【添付】 資料、資料(写真)

○事務局 それでは、ただいまより平成26年第3回北栄町農業委員会総会を開催いたします。

会長さん、御挨拶お願いいたします。

○濱坂会長 皆さん、こんにちは。きょうまた冬に逆戻りということで寒い日になりましたが、先般、2月の中ごろに関東中心に大雪が降りまして、被害状況が刻々とまとまってきました。新聞によりますと、ビニールハウスで1万8,951件、それから、家畜は鶏とか豚とかいろいろひっくるめて1万9,600頭、それから畜舎の損壊が951件、それから農作物の被害が4,513haということで、総額にしますと668億円だと言われていると思います。大変なことだなと思いますし、農家によっては、持っていたハウスがほとんど潰れたということで、若い人は元気を出してまた復活するでしょうけれども、もうちょっとだと思っている人はなかなか、国の補助があるにしても再起についてはちゅうちょするだろうなと思います。

思い出しますと、ここは台風19号で、大栄地区はハウスがたくさんあったですけども、それがたくさん潰れまして、どうしようかなと思っておりましたけれども、まだ20年ぐらい前で僕らも若かったですから、みんなが一生懸命手直しで直した記憶がありますけれども、なかなかこういう自然災害、大変だなというふうにつくづく感じておるところです。経営の中にはいろいろリスクというものがあるわけですけども、こういう天候に関するリスクはどうしようもない部分がございますけれども、やっぱりふだんからそういういろんな部分のリスクに対する意識を持ちながら営農を向上させていくということは十分考えておかなければいけないのではないかなと思っております。

それから、TPPの関係ですけども、韓国が参加したいということで、それぞれ12カ国と協議を始めるということのようですし、それからアメリカと日本の、いわゆる5品目と自動車に対する意見がなかなか、合意点が見出せないということで延び延びになっておりますけれども、どういう結末になるのか、今度4月のオバマ大統領が訪日したときにどういう結論を出していくのか、非常に注目すべきこれからの1カ月であろうなと思っております。

それとあわせて、共同通信社が世論調査をしておりましたが、いわゆる重要5項目の一部の関税引き下げについてアンケートをとっておりました。農林漁業者は、応じるべきではないというのが45%、やむを得ないというのが50%ということで、農林漁業者、それぞれ分野はあるわけですけども、半分の人が一部分ぐらいは関税を下げてでも仕方がないなと思っておるということです。それから商・工・自営業だとか、専業主婦だとか、そういう人らは6割5分から7割近く、やむを得ないと。全体を平均しますと、応じるべきではないというのが26%、それからやむを得ないというのが65%ということで、世論調査としてはやむを得ないという雰囲気は漂っているということでもあります。そういった記事が出ておりました。

それから最後にちょっと、全く関係ないと思いますが、こういう漫画があるのを御存じでしょうか。「銀の匙 Silver Spoon」という、今ちょっと話題になっているのですが、販売累計が1,300万部、今売れているということです。中身は、人づき合いが下手な中学生が高校を選ぶときに、人とつき合わなくてもいいだろうということで農業高校を選ぶわけです。それで、農業高校に行ったところが、その中で食べ物だとか生き物だとか命だとか、そんなものと触れ合ったりかかわったりしていく中で成長していくという物語なのですけれども、これが北海道の帯広農業高校がモデルになっておるのですけれども、その入学希望者が今、2倍にふえておるということのようです。今の時世ですから、農業に対する若者の意識が非常にあるわけですけども、その一つの大きなきっかけになっておる漫画です。私も今9巻まで読んでおりますが、その後が出ておると思いますので、10か11ぐらいまで出ていると思います。いろいろおもしろいと思いますので、読んでみてください。荒河弘という人が書いているのですが、この人も農家出身でして、非常に専門的なことも中に書きながら、なるほどなと僕ら自身も勉強になることがたくさん書いてございます。読んでみていただきたいと思います。

なお、この本は、きょうの農業新聞に出ておりましたが、農水省の職員を集めて、林農

水大臣が先頭に、今映画化されておりますかいね、その映画を観賞して、いわゆる農業と触れ合う機会を持ったという記事が出ておりました。農水省ですらそういう状態ですから、なかなか農業に対する認識というのは深めていくことは大変かなと感じたりしておるところです。

以上でございます。きょう、この後の日程もございますので、ひとつスムーズに審議ができますようによろしくお願いしたいと思います。以上です。

○事務局 ありがとうございます。

北栄町農業委員会会議規則第5条に会長は、会議の議長となり、議事を整理する今後は、会長に議長として進行していただきます。

○濱坂議長 それでは、決まりによりまして議長に就任させていただきます。

本日の欠席届は山下委員、それから森本委員からあります。森本委員は産業建設常任委員会のほうに現在、出席中ということです。

それでは、4番、議事録署名委員の選出でございますが、順番に従いまして、2番、家森委員、3番、岸田委員をお願いをしたいと思います。

続きまして、5番、議事、1番、農地法第3条の規定による許可申請について、5件でございます。

順次、説明をいたしたいと思います。

○事務局 お配りしておりますレジュメの4ページをごらんください。こちらに議案等に係る位置図をつけております。また、写真を別紙資料として差し上げておりますので、議事等の参考にしていただきますようお願いいたします。

そうします、農地法第3条の規定による許可申請でございます。第1号の1です。議事の2ページをごらんください。議案第1号は、5件でございます。

まず、議案第1号の1でございます。これに係る農地は、8筆、5, 4 2 1 m²でございます。親族間で、町外の方から町内の方へ贈与されるものでございます。

議事の6ページをごらんください。譲受人は、御家族で、田畑合わせて3, 2 6 2 m²耕作されております。作付予定の作物は、水稻とイタリアンです。

議事の8ページをごらんください。農作業の従事状況でございます、農作業に従事される方は、御本人と御両親、祖母の4名となっております。

議事の9ページをごらんください。周辺地域との関係では、これまでも耕作をしているので、従前と営農方法に変更はなく、周辺農地の農業上の利用に悪影響を及ぼすことはないとされております。

また、地域との役割分担の状況につきましても、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるとされております。以上でございます。

○濱坂議長 議事の1号の1、説明が終わりました。何か皆さん方で、質疑なり御意見がございしますか。

発言がないようですが、申請のとおり許可してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、申請のとおり許可をいたします。

続きまして、1号の2の説明をお願いします。

○事務局 議事の18ページをごらんください。これに係ります農地は、1筆、6 6 m²でございます。●●さんは隣地に農地をお持ちで、譲渡人から買い取りの申し出があり、このたび売買により所有権を取得されるものでございます。

議事の20ページをごらんください。譲受人は、御家族で、田畑合わせて約7万2, 0 0 0 m²耕作されております。

議事の21ページをごらんください。農作業の従事状況ですが、農作業に従事状況ですが、御本人と奥さん、長男夫婦の4名となっております。

議事の23ページをごらんください。周辺農地の関係では、周辺農地に迷惑がかからないように使用するとされております。

また、地域との役割分担の状況につきましても、地域の活動に参加し、農地の管理に努

めるとされております。以上です。

○濱坂議長 1号の2の説明が終わりました。何か発言、質疑はございますか。いかがですか。

特に発言がないようですが、申請のとおり許可してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、1号の2も申請のとおり許可といたします。

続きまして、1号の3の説明をお願いします。

○事務局 議事の25ページをごらんください。議案第1号の3ですが、これに係る農地は2筆でございます。こちら5条で転用申請を出されておりますが、この転用する農地の周辺についても売買により所有権を取得されるものでございます。

議事の27ページをごらんください。譲受人は、御家族で、田畑合わせて約1町耕作されています。作付予定の作物は長芋、ラキョウ、サツマイモでございます。

議事の28ページをごらんください。農作業の従事状況ですが、農作業に従事される方は、御本人と奥さんということになっております。

議事の29ページをごらんください。周辺農地との関係では、地域の水調整に参加し、取り決めを順守するとともに、農薬の使用方法については地域の防除基準に従うとされております。

また、地域との役割分担の状況につきましても、地域で定期的に行われています水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるとされております。以上でございます。

○濱坂議長 1号の3の説明が終わりました。何か発言、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

特に発言がないようですが、申請のとおり許可してもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、1号の3につきましても、許可といたします。

続きまして、1号の4の説明をお願いします。

○事務局 議事の32ページをごらんください。議案第1号の4ですが、これに係る農地は1筆でございます。次の第1号の5とあわせまして、5条の一時転用に関係するものでございます。もし太陽光発電パネル設置だけであれば、この3条申請は不要でございますが、新たに会社を立ち上げられて、農業を行うということで、申請が必要となったものでございます。

さて、申請ですが、賃借権を設定する者は、田井の●●●●でございます。

議事の34ページをごらんください。約1万4,000㎡で芝と緑化植物のキリンソウを栽培される予定です。刈り払い機以外の大農機具については、●●●●からの貸与を受けられます。

議事の37ページをごらんください。周辺地域との関係では、これまでも芝畑として利用されており、契約締結後も同様に利用し、太陽光パネルの下で常緑キリンソウ栽培を行うため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと言われております。また、パネル周辺は、隣地との距離をあけて設置し、周辺農地が日陰にならないよう配慮するとされております。農薬の使用についても、地域の防除基準に従うとされております。

また、地域との役割分担の状況につきましても、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路、道路等の管理に努めるとされております。

議事の38ページをごらんください。こちらには、権利を取得する法人の役員のうち、耕作の事業に常時従事する者がございます。法人が耕作を行う期間は12か月で、当該事業に参画している期間は4か月とされております。

あと、議事の40ページから48ページの間は、位置図、公図、土地の登記簿謄本、会社の履歴事項全部証明書です。

最後、49ページには農地賃貸契約書がございます。農地賃貸契約書では、契約書第3に契約の解除の項がございまして、農地を適切に利用していないと認められる場合は、賃

貸借契約を解除するとされているところでございます。

説明は以上でございます。

○濱坂議長 1号の4の説明が終わりました。何か発言、御意見はございますか。

(「質疑」と呼ぶ者あり)

○杉川委員 今言っておくかどうかわからないけれども、地元としては、農地・水の関係があるかいな、畑の関係もあるから、その農地・水の会長さんに確認をとったら、解除しましたと言われました。聞いていますという形になっているから。そんなことかな。

○事務局 もともとの話があったのは、去年の5月ぐらいだと思います。何度も何度も協議されたんですけども、最初に、まずは農地・水に入っていたらだめだよということがありまして、自治会長さんのほうに行かれて、解除されたというふうに伺っております。

○濱坂議長 そのほかございませんか。

○河原委員 ちょっと一ついいですか。常時従事する人が1名と書いてあるけれども、今までどこでしておられましたか。

○事務局 今まではないでしょ。

○河原委員 というのが、農業法人ではないのですから、この方は。そうすると常時雇用を云々という項目があるので、そうすると、これからされるということだと思えるのですが、以前はどこでしておられたかなと、稲作とは書いてあるけれども。もしそうでなかったとしたら、ここでいう農地法第3条第3項第1号に規定する云々とかというのを書かなければいけないようにならないかなと思っただけの話です。

○濱坂議長 どこか、5条条の中で説明がなかったかな。

○事務局 あれですか、雇用ですか。

○濱坂議長 従事の様子か。

○事務局 5条のほうには詳しいのがある。一応、3条のほうのこれの許可というのは、5条の許可がおりないと出せないそうです。ということになっております。一時転用でして、5条となっていますけれども、改良区の承認は不要という形です。

○濱坂議長 この●●さんですかね、●●さんの従事状況が知りたいですね。

○河原委員 いやいや、●●さんではなくて、別に●●さんでなくてもいいのですよ。常時雇用で従事している人がおれば3条は通るので。ところが、これからなのですが、たまたま1人と書いてあるから今までどこでしておられたかなと聞いただけの話です。稲作5反でやっていましたと書いてあるから、どこでしておられたのかなと老婆心ながら聞いただけです。いいです。構いません。

○濱坂議長 そのほかございませんか。

そのほかに特に発言はないようですが、1の4は申請のとおり許可してもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、1の4は申請のとおり許可といたします。

続きまして、1の5の説明をお願いします。

○事務局 議事の52ページをごらんください。議案第1号の5ですが、これに係る農地は1筆でございます。前の第1号の4とあわせまして、5条の一時転用に関係するものでございます。賃借権を設定する者は、田井の●●●●でございます。

議事の54ページをごらんください。約4,500㎡で芝と緑化植物のキリンソウを栽培される予定です。刈り払い機以外の大農機具については、●●●●から貸与を受けられます。

議事の56ページをごらんください。周辺地域との関係では、これまでも芝畑として利用されておりまして、契約締結後も同様に利用し、太陽光パネルの下で常緑キリンソウ栽培を行うため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないとされています。また、パネル周辺は、隣地との距離をあけて設置し、周辺農地が日陰にならないよう配慮するとされておりまして、また、農薬の使用につきましては、地域の防除基準に従うとされておりまして。

また、地域との役割分担の状況でございますが、定期的に行われています地域の水路清

掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路、道路等の管理に努めるとされております。

あと、議事の59ページから64ページの間でございますが、位置図、公図、土地の登記簿謄本、会社の履歴事項全部証明書の関係でございます。

最後、65ページ以降は農地賃貸契約書がございますが、先ほどと同じように第3のほうには契約の解除と項がございます、農地を適切に使用していないと認められる場合には、賃貸借解約を解除するとされているところでございます。以上でございます。

○濱坂議長 1号の5の説明が終わりました。何か、御意見、質疑ございますか。

○永田委員 51ページの中の申請者の氏名等は譲渡人や譲受人になっているのですけれども、貸借権の設定でも譲渡人や譲受人という書き方でいいのでしょうかね。問題がないようにというか、何となく誤解を招きそうな。特に、下の3番の権利を設定し、または移転しようとする契約の内容は、譲渡人、●●●●が、賃貸契約を締結すると、要するに譲渡人が契約するのですかという話になってしまう。譲り受けるわけではないのですが、借りてる人間が。

○事務局 使用権ですからね。それを渡すわけですから。単に土地を所有権移転というわけでもなく、言葉としては問題ないのではないかと思いますかね。

○永田委員 問題ないということですね。わかりました。

○濱坂議長 そのほかございませんか。

そのほか、発言ないようですが、1号の5につきまして申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、1号の5につきましても申請のとおり許可といたします。

続きまして、2番に入りたいと思います。

農地法第5条の規定による許可申請について、3件でございます。

順次、説明をお願いいたします。

○事務局 議事の69ページをごらんください。議案第2号は3件でございます。

議事の70ページをごらんください。まず、議案第2号の1ですが、これに係る農地は、1筆、470㎡でございます。

議事の77ページをごらんください。こちらに事業計画書がございますが、転用理由につきましては、下神出身で鳥取市にお住まいの方が、実家近くに住むため、農地を購入し転用されるものでございます。敷地内の配置図につきましては、75ページのほうにございます。御主人は車がお好きなようで、3台保有しておられ、奥さんの車を含めて4台でございます。

付近の土地・作物等の被害防除措置ですが、この事業計画によりますと、申請地の北と東側にはブロック塀を設置して、隣接の農地への土砂流出を防ぐとされております。資金は、全額借入金となっております。なお、配付しておりませんが、金融機関の融資証明書がきょう出てまいりました。

議事の69ページの一覧をごらんください。農地区分につきましては、第2種農用地でございまして、住宅等が連檐する区域に近接する区域内の農地ということになるかと思います。転用許可基準は、集落接続でございます。以上です。

○濱坂議長 議案2の1の説明は終わりました。何か御意見なり質疑はございますか。

済みません、現地確認をしていただいておりますので、現地確認の報告をお願いしたいと思います。

○徳山(克)委員 11番徳山です。7日の日に私、それから前田委員、宇田川委員、福光委員、下阪事務局長さんの5名で確認しました。73ページの配置図を見ていただきたいと思います。畑が1筆ですが、分筆して、宅地と車庫にするということで、その隣の3枚から4枚からある畑も水が来ないというようなところでして、北条土地改良区の対象外になると思われたので、周りが墓、それから寺の土地ということで、迷惑がかからないと、問題がないではないかということで、許可してもいいではないかということに結論しましたので報告します。

○濱坂議長 ありがとうございます。

現地確認報告もございましたが、皆さん、何か御意見はございますか。よろしいですか。それでは、議案２号の１につきまして承認してもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案２号の１につきましては、承認いたします。

続きまして、議案２号の２に入りたいと思います。

○事務局 議事の８２ページをごらんください。議案第２号の２ですが、これに係る農地は、１筆、１，２０３㎡のうち３９９㎡でございます。賃借権を設定する者は、土下の●●●●でございます。

議事の９０ページをごらんください。こちらに事業計画書がございますが、転用理由については、従業員の駐車場や車検等の納車後の車両保管場所が不足しており、工場用地として使用したいとのことでございます。

付近の土地・作物等の被害防除措置ですが、この事業計画によりますと、雨水については、既設水路に放流し、また、既存の農業施設も現状のまま維持するため支障がないとされております。また、既設のコンクリートブロック壁を設置し、土砂等の流出も防ぐとされておるところでございます。資金は、自己資金１０８万６，９１３円です。なお、配付しておりませんけれども、金融機関の残高証明書が出ております。

議事の６９ページをごらんください。農地区分につきましては、２番のほうですけれども、第１種農用地でございますとともに、集団農地というようになろうかと思えます。転用許可基準は、集落接続でございます。以上です。

○濱坂議長 続きまして、現地確認報告をお願いします。

○徳山（克）委員 ８５ページの配置図を見ていただきたいと思いますが、田んぼが１枚になっている、それを３分の１埋め立てて駐車場にされるということで、水の心配をしていたのですが、北側に住んでおられまして、それが用排水になっているということで、宇田川委員が知っておられましたので、水のほうの心配はないということで、特に問題ないということであります。

○濱坂議長 ありがとうございます。

皆さん、何か御意見なり御質疑はございますか。

○岸田委員 ３番、岸田ですけれども、改良区のほうとしてもちょっと排水の水田の、残ります水田の農地の排水という問題がありまして、吉村さんのほうに確認したところ、今までは全然構わなくても排水できていたということですが、今度はとめられると、この水田自体が農地としてのあれがなくなるということで排水を入れてもらうようにということで、一応、申し入れしております。社長のほうもそういうふうにするということですが、農業委員会のほうとしても、まだ水田のほうが残るほうが多いわけですので、排水管をちゃんと入れて、農地として維持できるようにしてもらいたいということを指導してもらいたいと思います。以上です。

○事務局 南のほうの水路のことでしょうか。

○岸田委員 南のほうに、地上げをされ、転用されるところの下にパイプをいけてもらって、排水ができるようにということで、改良区もそうしなければいけないということで、申し込みはしておりますので。

○事務局 一応、水ということで、水路はありますので。

○岸田委員 水路はあるが、今までそんなのは利用していないというもので、全然、考えていないということでしたので。排水ということは。それで、この新設してある下のほうにパイプでもと入れてもらって、水田の排水ができるようにしてもらいたいということを申し込んでおりますけれども、農業委員会のほうも、とりあえずそういう方向で指導してもらいたいと思います。

○河原委員 もう許可は出ているで。改良区の許可はおりにている。

○岸田委員 許可は出ておるが、そんなのは言うのはいってある。

○河原委員 それをしないと、出さないといえは済むだけの話だ。

○事務局 水田の排水を出すということは、南のほうに出すということですか。

○岸田委員 今までが南のほうは排水になっているもので。

(「使ってない」と呼ぶ者あり)

使ってないけれども、排水になっているから、農地としてはちゃんと筋は通さなければいけないのではないかとということです。

○事務局 だから、北のほうからは水を入れるだけで。

○岸田委員 水田の状態はそうになっている。

○濱坂議長 設定はそうになっているな。それは何本ぐらい通せというようなことはわかって。

○岸田委員 いや、そんなことは話はしていないのですが、とりあえず1本、どれぐらいの入れられるか知らないけれども、通常、排水できるパイプというのはある程度の大きさというのはあるだろうと思うので。

○事務局 これは、パイプでよろしいですか。

○岸田委員 パイプでいいと思うが。どうせ升を設置するだろうから、排水のどこにある施設ね。

○事務局 埋まってしまう可能性もあるかなと思ったり、パイプだけだと。掃除ができないですからね。そうすると、ちょっと自分のところを減らしてもらって、壁をつくってもらって、その下に水路は残して、御自身の土地のほうで。というのがいいのかなと思ったのですが。後の管理を考えれば。

○濱坂議長 地下埋設ではなしに、横にということですね。

○岸田委員 横に。

○事務局 ええ。

○岸田委員 そういうほうがいいかもしれない。

○事務局 そんなにすごくスペースは要らないですから。境界だけ残っていればいいわけですから、そこは排水として使用してもらおうような格好でという話はできるのではないかと、その分は大きさがちょっと長くなってもしょうがないかなと。

○濱坂議長 その辺は、改良区とよく相談して対応してもらえばいいわけですね。

○岸田委員 はあ、はあ、はあ。

○濱坂議長 そういうふうにやりましょう。

そのほかございませんか。

○河原委員 ちょっといいですか。

○濱坂議長 はい。

○河原委員 この件ではないのですが、ちょっと教えてください。もう一つ前のやつに戻りたいのですが、●●●●さんというのは、3条のほうの●●●●さんと何か関係あるのですか。というのが、一般の方で鳥取にお住まいで470㎡というのはちょっと住宅用地にしては大きくないだろうかという気がするのですよ。売買だから、我々、関係ないとは思っているのですが、あくまでも5条で出ているということになると転用になりますので。

○事務局 要するに一部を宅地として転用される、買われて転用されるときに、多分条件をつけられて、ほかの農地も買えよと、それで買われて、農地のほうはお父さんのほうが買われたということだと思います。それから、面積のほうでいきますと、普通の住宅であれば500㎡●までで、それでその理屈が通るか通らないかというのは、それがちゃんと全部利用するものか、必要以上に転用していないかということが問題なわけですし、今回の場合も、ちょっと多いのかなと一瞬思ったのですが、車を何台も持つとられるので、そういうことからいけば面積的には必要なかなと一瞬思っているところです。

○河原委員 逆の言い方をすると、多分、息子さんだろうと思うのですが、お父さんと小矢野さんならいいけれども。

○事務局 だって、建てられるのは息子さん。

○河原委員 それは親子の関係の話であって、今度はおやじから息子に貸しますよと。

○事務局 いや、土地は自分が買われるわけです。

○河原委員 おやじはね。

○事務局 宅地のほうは。

○河原委員 えっ、この人が買うの。

○事務局 ですよ。5条はそういうことですよ。5条は●●●●さんから、家を建てる方が土地を買って転用するというのが5条です。だから、名義も御自身の名義になると思います。

○河原委員 ということは、農地は一般の人が買おうと思ったら買えるのか。

○事務局 転用のときには買えます。これまでも、転用案件はそう。

○河原委員 いや、わかるのですが、というのがね、ちょっと470は大き過ぎるなという頭から、一般の考えで、例えば農業をされているのであれば、500以下ならいいわというイメージがあるものでね。

○事務局 農家の方は1,000㎡。

○河原委員 だから、その辺から言って、どうなのかなと。

○事務局 これまでも。

○河原委員 ありましたよ。

○事務局 5条の転用は500㎡までで、どうしてもそこまでなければいけないことはないのですが。やむを得ない場合は、ちょっと増えてもいいのですけれども、それで来ています。今回の場合はやむを得ないではないかなということで、受け付けをしております。

○永田委員 強いていえば、家の、宅地の広さがどうと言うのであれば、平家1階建ての夫婦、子供で住む家なら機能的に多分これぐらいの広さは必要だと思うのです。単純に平家なので、多目に敷地面積が要ってしまうという印象を持ちますがね。通常の2階建てなんかは半分ぐらいで済むのではないかなということもあるのですけれども。

○事務局 この面積が多過ぎるというのであれば、どれぐらいが適当かという話をしてもらわなければなりませんので。

○濱坂議長 県の常任会議で、家に対して500㎡が広過ぎるという意見は出たことないですがね、500を超えると当然中身について問われますけれどもね。おおむね500以内ということになって、また、建物の面積が例えば50しかないのに何で500だというような、そういう極端なのはいいのですけれども、特にそういう発言はないですがね。

○杉川委員 よくわかりませんが、地元同士だからな、農家同士だか、その辺農家同士だかよくわかりませんが、地元の区の話だから、3条で借りました、家を建てましたというのは、普通だったら、理解できんけどな。

○事務局 いや、3条の農地とこれとは違いますよ。違う農地ですよ。

○杉川委員 違うか。

○河原委員 違うよ。

○事務局 5条の農地があって、その周囲に3条の農地がある。

○濱坂議長 場所も人も違う。

○杉川委員 取得者は息子か。

○濱坂議長 73ページを見てください。申請地と出ておるのが、998-17が今回、出ておる、5条の案件です。それから、その北側に594㎡と、道を挟んで997-1ですか、これが3条で出てきた2筆です。

○杉川委員 29ページにちゃんと書いてある。

○濱坂議長 河原さん、いいですか。

○河原委員 いいです、いいです。

○濱坂議長 話は戻りますが、議案2号の2について、意見、質疑はございますか。

先ほど岸田委員から出ましたように、排水の関係はちゃんとしてくださいということで、それは連絡をいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案2号の2につきましても承認いたします。

続きまして、議案2号の3について説明をお願いいたします。

○事務局 議事の96ページをごらんください。議案第2号の3ですが、これに係る農地は、2筆43.5㎡でございます。賃借権を設定する者は、田井の●●●●でございます。

議事の121ページをごらんください。こちらに事業計画書がございます。計画では、

大谷のこの農地、約1万8,000㎡に太陽光発電施設を設置し、かつ、太陽光発電パネルの下では常緑キリンソウ、パネル設置以外の部分では高麗芝を耕作されるものでございます。これは、事前にお配りしております資料の2ページから5ページにございますとおり、国の示した条件に基づいて、パネル下部の農地における営農の適切な継続を可能とし、パネルの角度、間隔等から見て、農作物の生育に適した日射量を保つための設計となっております。

その他の条件につきましては、本日お配りしております追加資料の219-1、219-2、各ページの項目と内容がそれぞれございますが、さらに右に申請者（事業者）対応状況のとおりでございます。

戻りまして、99ページをごらんください。添付資料がございます。こちらで詳細が説明されているものです。初めに、法人の定款、登記事項証明書、申請地の位置図、公図については、説明を省略させていただきます。⑤の資金裏付証明書ですが、これは本日お配りした追加資料に添付しております。⑥の意見書でございますが、これは、確実に収量が見込めることを明らかにするために、●●●●及び●●●●からの意見書を提出させております。

123ページをごらんください。⑦土地利用計画図がございます。一時転用の面積については、くい基礎3,243本、パワーコンディショナー、電圧調整の機械が1カ所、そして、周囲のフェンスの基礎の合計43.5㎡でございます。また、耕作面積としては、芝が4,873.6㎡、常緑キリンソウが1万2,661.3㎡でございます。

128ページをごらんください。就農計画のうち、農業に係る部分の目標がございます。農業所得の目標でございますが、就農時は△241万7,000円ですが、3年目には174万8,000円となっております。

133ページをごらんください。こちらにその額の試算がございます。一番上が芝で、下が常緑キリンソウの1年目、2年目、3年目となっております。

⑧の土地利用計画図、141ページからです。

146ページをごらんいただきたいと思います。太陽光発電パネルの設置につきましては、ごらんのとおり、横に補強が入りますが、高さは約2.5mでございます。太陽光パネルの南北の間隔は524mm、東西の間隔は147ページの図で367mmとなっております。これらの部分からは日射が入ることになります。

150ページをごらんください。⑨の品目別経営指標でございます。反収80%のもととなる数値とパネル等の影響が範囲内であることについても説明をされております。まず、高麗芝でございますが、平成25年度版の鳥取県農業経営指導の手引きからの引用です。芝生はパネルの周囲のみでの耕作ですので、パネルの端と外周フェンスの影響はあるものの、全体的な面積からして影響は少ないとされております。

156ページをごらんください。常緑キリンソウについてでございますが、芝のように県の経営指導の手引きに基準となるものがございませんので、既に稼働しようとしている高千穂発電所の実績に基づいたものとなっております、露地とパネル下での差がなかったとのことでございます。

158ページをごらんください。⑩のキリンソウ栽培の試算がございます、ただ今申し上げましたとおり、露地とパネル下で差がないことについての試算です。

168ページをごらんください。常緑キリンソウの日射量の影響について説明がございます。常緑キリンソウは、環境に応じて光合成を行う植物で、快晴時の2分の1から4分の1の日射がございましたら、太陽光パネルの影響はないとのことで、参考となるパンフですとか、鳥取大学に委託した実証実験結果で説明をされております。

179ページをごらんください。その他参考資料となっております。なお、生産される芝は、●●●●、常緑キリンソウは、●●●●を通じて出荷販売をされるものであります。

農地区分につきましては、第1種農用地でございますとともに、集団農地ということになろうかと思っております。転用許可基準は、一時転用でございます。

説明、以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

○徳山（克）委員 芝畑ということですが、影になる北側のほうのハウスがあるので、これの影にならないだろうかと心配をしておったのですが、8 m離して建てられるということで、周囲のほうも6 mちょっとほど離されるということで、影の心配はないではないかと、ほかの作物に影響ないではないかということと、畑の周辺にフェンスを張ってもらったということで、他に迷惑はかからないのではないかとということと、それと、キリンソウのことですが、キリンソウ自体がどういうものかということがちょっとわからなかったもので、高千穂発電所で試験しておられるということでちょっと見に行きました。そうすると、影になっておるほうが、影の下のほうが育ちがよかったような気がしました。だから、8割以上とれりゃいいという規定もあるようですが、十分に育つのではないかと思いますし、●●●●のほうですが、私のじげのところでは、屋根に試験的にやっておられるようですが、大きな株ならずに、手入れをせずにそのままの状態のままのようです。ですから、管理もしやすいではないかと思いましたので、許可をしてもいいのではないかと思います。以上です。

○濱坂議長 ありがとうございます。2号の3の説明並びに現地確認報告を終わりました。何か質疑なり御意見がございますか。

ちなみに、営農型の発電設備に関するものは県下ではこれが最初だと思います。十分に審議いただきたいと思います。

はい。

○河原委員 ちょっと一つ、いいですか。以前に局長が、こういうのが決まりましたよとA3か何かの紙でくれましたよね。あのときは、おれ、探してみたのですがちょっと出てこなかったの、くい面積が全体の面積の20%以下とかと書いてあったような気がするのですが。今回、くい面積が、いわゆる全体の農地の面積に対して、こっちのほうに参考資料でつけてあったのでいうと、最小限度と書いてあるので、もし、あのときにいただいた20%以下というのがどうだったかという、私、それが自信がないので、その最小限度というのを我々に判断しろと言っても無理な話なのです。だから、例えば全耕作面積の何%以下でないとか許可してはいけませんよとかいうのがないと困る気がするのです。絶対認めてはいけませんよというのは、収量と、結果的にはお金につながるのですが、2割減以上はだめですよというのがあるのですが、でも、あくまでも考え方というのは農地を守るというのが考え方なので、くいにしなさいよ、基礎を打ってはだめですよということは確かにうたってはあるのですが、その辺どういう判断をすればいいのかと思うのですが。

○事務局 この一時転用できるときの基礎というのは、簡易なものでなければいけないということになっております。だから、コンクリを打ってしまっ、しっかりしたというものはだめだということでございますので、この方法でしかないだろうかと、単純に上から打つだけの。

○杉川委員 台風なんか、飛ばないか。大丈夫か。

○事務局 飛ばないと思いますが。

○杉川委員 ハウスなんかあつたが。

○事務局 高さが、初めに出しこられたのは、1 mぐらいでしたか。でも、機械が入らなければいけないという条件があるので、高くしろと言って、これが設計変更なんかで、2カ月ぐらいかかったのかな、高くしてきたのです。でも、高くするということは、確かにおっしゃるとおりで、風の影響があるということで、その分、くいをさす部分も深くなっておるわけです。

○杉川委員 南東が、確かに風よけになるかもしれないけれども。

○事務局 風の強いところだから。

○杉川委員 ちょっと高台みたいのところだからな。

○事務局 北西から風が吹けば、飛んだとしたらちょうど、池のほうに。

○杉川委員 北西側は問題ない。

○事務局 ちょうどこちら側に背を向けている格好だから。だから、初めは難色を示しておられました。で、高くさせて。

○濱坂議長 深さと太さで調整だとかはしているのです。最低限のとは。

○河原委員 最低限というのは、多分すぐ撤去できますよというイメージだと思うのですがね。ただ、その最低限というのを我々に判断しろといっても無理です。

○事務局 面積が出ているはずなのですがね。

○河原委員 何か、書いてあったような気がしたのだよね。というのが、こんなのでいいものがこうやられると、占める面積割合が小さくなるのでね、耕作するためには。何かあったような気がするな。定かではないので。探したが出てこなかったから。

○事務局 結局、高千穂でやっている方式と一緒にです。基礎もない分で、さしている。湯梨浜町なんかにできているのを見ますと、しっかりと基礎が打ってあったりしていますけれども、あれは農地ではないので。

○杉川委員 ちなみに、●●●●さん自体は80何ぼだが、息子というか、孫が30ぐらい●●●●ならんかいな。管理はするかもしれないが。後継者としてはある。

○事務局 いつだったか、所有権移転があったですよ。あと継ぐってことで。

○濱坂議長 どなたか、さっき河原委員の言われた最低限の面積がというような、何か記憶がある方はございませんか。私はちょっと記憶にないですけども。

ちょっと、その辺、確認して。

○事務局 はい。

○濱坂議長 その根拠にすべき考え方を。

○河原委員 わからないから。

○事務局 あるとすれば、先ほどのA3判の折ったやつ。

○河原委員 そうそうそう。

○事務局 あそこにあるはずですよ。

○河原委員 そんな、何か、そんなような気がする。

○事務局 そこには、みんな網羅しているはずですよ。

○河原委員 あったなという気がしているだけで、探したが、ちょっと出てこなかったから、まあいいやと。

○杉川委員 こがなことを言っているかわからないが、●●●●自体が北栄町、地元だが、地元同士だからオーケー出したのか、出したという言い方はおかしいか。いや、大谷というか、じげで、いいと出してもええだらあかいやと。町長さんの考えだろうか、業者の考え方だか。

○事務局 農地・水の関係でいくと、町が口を出す事項でないのです。自治体のほうが農地・水から外してもいいよというのが。町もお願いはしておりません。

○杉川委員 大谷から見ていると、あがなええ畑にあんなものを建ててもいいのかという話が一部あるのです。うちもさせてくれ、うちもさせてくれというような話が出てくるぞということを聞いたわけですが。いや、それに見合った資料を出さなければいけないとか。

○事務局 それだけの資料が要るとか。

○杉川委員 その辺がな。

○事務局 それを説明するために今までかかったと、5月ぐらいから。

○杉川委員 試験的なやつがあったけど。鳥取大学のどうのこうのとか。

○事務局 まずは、普通の作物はできんと思うですね。

○杉川委員 前はそんな言い方していたが。

○事務局 思いつかないところで、普通はできないと思いますが。

○杉川委員 大谷みたいところで言い方はおかしいかもしれないが。

○前田（浩）委員 送電線の問題もあるのではないかと。電気を流すための、その移転を含めて、やっぱりそのエリアが近いところではないといけんらしい。

○杉川委員 なんだか値段も下がったというしな、何だかな。

○事務局 下のところの県道まで引っ張るらしい。

○事務局 旧国道のほうまで。そこまでは最低でも設備せないけん。

○濱坂議長 誰でもできるのかなと思うけれども、まず資金が要るし、計画がびっちり立てられて、営農上の実績がきちんと出せなければいけないし、なかなか簡単ではできないだ

ろうなとは思いますが。

○事務局 作成に当たっては、町は全然、お手伝いしてつくらせておりませんからね。出てきたのを見て、ここがいけない、ああがいけないと言ってやっているぐらいで、ある程度できていないとそこまでできませんね。なかなか難しいだろうと思います。

○杉川委員 だいたい値段が下がっているというのは聞いたことはあったのですが。内容までは初めて見た話だから。

○事務局 それで、もう一つつけ加えますと、法律ができました、新しい。その中でいくと、事業者が太陽光発電をしたいという計画を持ち出せば、町のほうで町の計画をつくらなければいけません。その中に、このところは、太陽光発電とかにしますよというふうにしておけば、1種農地であっても、農業委員会なりの許可を得たことになるということだそうでした、まだ4月になっていませんから、どうなるかわかりませんが、そういうような状況ができておりますので、こんなのほうが大変だと話しております。あと……。

○家森委員 済みません。一応、法人化みたいな形で1年に1遍、決算というか、その審議するのは農業委員会がするのですが、そのときに結局、その今の芝と、それから何草だったかいな。

(「キリンソウ」と呼ぶ者あり)

キリンソウの、その収支を見なければいけない。過去3年間でやっと3年目でプラスが出てくるが、その赤字を出してくると思うけれども、農業委員会は一応8割以上の収量だから、収入だかわからない。

(「収量」と呼ぶ者あり)

収量か。収量、そのキリンソウ、その辺の判断あたりで、収量はどういう試算定で、出してくるでしょうが、大きくなって、こう大きくなってくれば、それでいいとするのか、刈り取ってはかるわけでもないし、出荷するわけでもない。

(「株分けして」と呼ぶ者あり)

株分けして。

(「出荷する」と呼ぶ者あり)

出荷するのですか。

(「ふやしてね」と呼ぶ者あり)

○事務局 出荷しないと、だって意味ない。

○濱坂議長 逆に言ったらね、第三者機関がこれだけの収穫物を受けましたとか、販売しましたという証明がないと、恐らくだめなのでしょう。個人的に俗に言う闇で売っても、実績に入っている。

○事務局 たしか資料のほうの、これ今回の資料はみんな、今回の太陽光発電関係の分でQ&Aに載っております。ここの中にあると思うのですが、業者側は毎年報告書を出してこなければいけない。それを見させていただいて、本当にちゃんとやっておるかということの確認です。していなかったとすると、ちゃんとできるように指導しなければいけません。これはもちろん県のほうかなり気になって、これについては県のほうも一緒になって確認すると思いますけれども、そういうこともしなければいけません。

○家森委員 販売するという人は、●●●●さんというのか、瀬戸の。

○事務局 を通して。

○家森委員 違う。通して販売する。

○事務局 さらに鳥取のほうの●●●●ですか、そのこのところを経由さらにすると。その●●●●さんというのが、資料の中にもありますけれども、こういう品種登録をされているのです。インターネットなんかでも結構ホームページに出ていまして、●●●●1号と2号とあると思います。ここには1号だけですが。

○家森委員 それは、あれかいな。商標登録というのか。

○事務局 品種登録。

そこしか販売できないとか、そういうわけでもないですか。

○事務局 いや、それはあるのではないのでしょうか。承認をもらわなければいけない。

○家森委員 商標登録で。

○事務局 ふやしたからといって、その名前では売れないでしょう。

○家森委員 そこが買い取りしなければいけない。

○村岡委員 営利的に生産すれば、賠償金を払わなければいけないでしょう。特許だから。

●●●●●さんの了解のもとで計画的に生産していかなければいけない。販売も一元化しているのではなかろうかと。

○家森委員 収量が減になったときには。

○村岡委員 そのいろいろ四国のほうもつくらせているみたいだから、その中で出している。屋上緑化の商品なので、緑化が進まないと出ないということなのでね。だから、1年に1回、売れるのか売れないかわからないという商品です。一時うちも委託栽培してもらえないかと来ていた。でも、そんな売れるか売れないようなものをつくってもいけないからといって断った。

○濱坂議長 事前に資料を配っておりますけれども、こんなの、ページが2つ書いてありますが、営農計画のほうの7ページです。営農の適切な継続の確保というところから次のページあたりに、そのつくったものに対する考え方が書いてあります。8ページのほうに、品質に著しい劣化が生じていると認められる場合とは、具体的にどのような場合をいうのかというところがあって、問いの21ですね、このときに、農業委員会や都道府県知事らは生産状況の報告を受けたときには、反収のみならず、農産物の等級や品質についても確認したり、それから途中もきちっと管理がしてあるかどうか監視していなければいけないという書き方がどこかにあったと思いますが、特に地元の委員さんは、日ごろから気をつけて見ておってください。ちょっと手が抜けてあったりするとひっかかってくるので。

○事務局 何カ月か毎に現地確認に行ってもいいですし、前の六尾のように。

○河原委員 前例がないからな。

○杉川委員 前例というのもわからないしな。

○濱坂議長 現地確認のときに回って見るといい。

いかがでしょうか。

○河原委員 それともう一つ聞かせてください。単年ごとで、仮に悪かったかよかったか、よかったとしたら指導する必要ないけれども、悪かったら指導しなさいという文言があります。あくまでも転用は3年ですと。では、4年目に係る3年目に出してきたときに、本当にその反収、20%減だったとしたら、許可しなければいいわけですね。

○事務局 そういうことです。

○杉川委員 できなかったということだ。

○河原委員 この計画でいうと、芝だったら反収950平方、キリンソウだったら反収2万4,000本ということで計画が出ているから。

○事務局 3年目になるときに事前にまた申請が出なければいけないのです、今回のように。

○河原委員 3年という区切りですからね。

○前田（浩）委員 キリンソウに関しては無いから。

○事務局 許可の延長はないですから。1回、1回ですから。3年目になるというときだったら、3年後の1月に以降ぐらいに出してくるしかない。そのときに見させていただいて、実績も、何だ、違うがなという話になると、何ぼ施設があるといっても関係ない。

○河原委員 一番懸念するのは、悪い、意地悪な考えですよ、売電のお金を芝代金とかキリンソウのほうに振られるとわからないのですよね。

○事務局 それぞれの売り上げでしょうから。

○河原委員 それはないと思うが。

○事務局 最後に採算が合ったかどうかでなしに、売り上げとしてどうかという話ですから、それを追求していけばいいわけで。

○河原委員 意地悪な想像するとの話ですよ。

○事務局 変なことを言っはいけません、意地悪な目で見なければいけないのです、そのときには。

○河原委員 その辺をちょっと警戒しなければいけないのかなという頭があるので、やめ

てほしくない気持ちのほうが大きいけれども。

○事務局　ちゃんと耕作できるように、農地として使ってもらえるように指導するのはいいのではないかと。

○河原委員　いや、だからうまくいけば、いろんなパターンで使っていただけるのでね。

○家森委員　例えば仮に２７年度に事業が動き出して、２７年度、来年度。

（「２６年度」と呼ぶ者あり）

○家森委員　２６年度、今年度に事業ができ出して、それで２７年度に一応農業委員会がその確認をするということになっているのだが、マイナスが出てくるのが、２年マイナスが出てくるということで、２７年、２８年。２９年度には、どれだけその収入があったというのを見るわけですね。こんなのでは何ぼか出ていたが。

○事務局　いや、毎年、農業委員会にでる。

○家森委員　毎年、出りゃいいが。

○事務局　２６年度から毎年、２６、２７、２８年度、それを見て。

○家森委員　それを見なければいけないが、赤字で出てくるでしょ。

○河原委員　それはわからない。もうかるか。

○家森委員　わからないが、これは赤字で出てきているから。

○事務局　３年目のときには、よくなってきていると。

○家森委員　そうすると、３年目に、計画書はプラスになって出てきている。プラスな。その試算で８割という、８割を確保するということところが、その確認ができるのは３０年からか。

○河原委員　毎年、確認しなければいけない。

○家森委員　できるが、８割あるという。

○河原委員　我々は金額は必要ないわけ。

○家森委員　金額はないが。量でもいい。

○河原委員　芝で９５０㎡とれていますね、ああ、いいですねと、キリンソウだったら、反当２万４，０００本とれていますね、いいわけです、それで。

○杉川委員　額はわからない。

○河原委員　もうかっているか、もうかっていないのかは我々関係ない話なので。数量さえとれていれば、要するに。

○家森委員　いや、そうだけれども。

○河原委員　農地として機能は発揮していますよと。

○杉川委員　要するにわからない、値段は。

○事務局　もうからないけんです。

○河原委員　もうかるもうからないは向こうの話だから。

○家森委員　そうだけれども。

○杉川委員　影でもできるものか、できないものかというような話だが、問題は。

（聞き取り不能）

○河原委員　金額ではない。

○家森委員　その目安とした８掛け以上というのが、一応、確認しなければいけないようになっている。

○杉川委員　ちゃんと仕事しとるか見とかないけん。その管理自体、もちろんわからない。

○濱坂議長　毎年、２月末までに報告書出しなさいとなっている。そのときには、１年間で、例えば何キロ出荷しましたとか。単価はいいだろうから。

○家森委員　収量でも、もうけでもいいが。

○濱坂議長　そのキロ数は、地域の平均的な数量の８割以上あればいいわけだね。

○家森委員　地域の平均の。

○事務局　結局、太陽が当たるところと当たらないところとは差がないということなので。それで、当たっている場合と一緒に、ハウスだとちょっと違いますけれども、露地の場合だと変わらないということで、１０割。その計画になっていますからね。ですから、これ試算で出してあるものの８割以上になっているということを確認いただいて、それだけの

話です。

○家森委員 それだけの話の意味がわからない。

○杉川委員 いや、柱が邪魔しても取れないけん。

○濱坂議長 地域の収量平均の8割以上とれるパネルの設置の仕方をやりなさいという。

○家森委員 それはわかる。

○河原委員 例えば芝だって、1, 000㎡とれますよと、地域がね。そしたら、800㎡だけ、例えば出荷していれば、それで良いわけ。品質がどうだとか変なことってはいけないが。

○家森委員 会社の名前が出ているが、会社の名前。キリンソウの許可の出ている会社。だから、みんなが、どれぐらいとれますよという基準を出してしまうと。

○河原委員 2万4, 000円って書いてあります。8掛け以上あればいいわけだけ。

○事務局 それで、目安として、とにかく高千穂で、すでにやっとなるわけです。

○家森委員 これ言わまいかと思っていたが。

○杉川委員 高千穂もそう思って。

○事務局 あるのです。露地でも。

○家森委員 要するに、農業委員会が出てくるときに、確認するのに何だか難しげだなと思ってな、その8掛けを計算するのがな。

○濱坂議長 当然農業委員会だけで判断できない、普及所だとかいろんなところとかな、一緒にやらないと。

○杉川委員 高千穂の場合は副産物だが。

○家森委員 高千穂はいいで、もうけなくもいいから。

○濱坂議長 家森さん、スイカでもつくられてもつくれると。立てればできないことはない。ただ、配線のコストが高くなるが、やろうと思えばできる。

はい、ちょっと雑談になってしまいましたが。

○家森委員 雑談ではない、本当に考えていかなければいけない。

○濱坂議長 わかっていない。

○永田委員 ひとついいですか。

○濱坂議長 はい。

○永田委員 8割とかどうかはね、結局、計画段階は計画段階なので、恐らく達成できるだろうという計画なので、それでいいと思うのですが、問題なのは、支柱を含め、営農が発電設備を撤去にするのに必要な資力及び信用があると認められることが怪しくて、それについての、別紙の話だと20年後には、資金もあるし大丈夫だろうというのですが、大体、そもそも3年やってだめなら撤去命令出さないといけないということがあるわけですよ。20年後には資金がしっかりあるし、グループ会社の社長さんが偉い人だから信用があるということで、それは信用でも何でもなし。そこのところはどんなあんばいなのでしょう。

○事務局 信用だと思っています。

○永田委員 またね、●●●●や●●●●が、グループ企業だというのですが、経営者がぐるっと回っているんで、取締役や株主がかんでいるのでという話なのですが、グループ企業としては連結してないでしょう。●●●●の出資が、例えば●●●●の100%出資ならいいのですが、これは別会社ですよ。グループでなくて。

○事務局 だとすると、それはどういうところで信用がいくのですか。どのような信用がいくのですか。

○永田委員 それは、強いて言えば、資料にある、11ページの9、12にあるような話で判断するしかない。

○河原委員 クエスチョンです。

○濱坂議長 問いの9ですか。

○永田委員 それの12ですね。

(「12」と呼ぶ者あり)

少なくとも、クエスチョン12の回答に出ているような信用力というのは、チェック事

項では認められないのではないかなと思うのですけれども。例えば資金は初めから調達しておくべきものとか、例えば撤去するのに第三者とも補償契約を結んでいるとか、そういったものが信用があるという話になるのではないかなと思うのですけれども。確かに●●●●のほうから撤去見積もりが出ているのはいいのですが、●●●●が撤去する契約をしているわけではないですよ、これ。

○事務局 撤去工事見積書は、これは●●●●のね、この見積もりでは確かにあるですが、●●●●のほうの見積もりではありますが、基本的には●●●●さんがされておると。社長にはなっておられませんけれどもね。

○永田委員 普通に考えればそうなのですか。

○事務局 ●●●●が信用があるか、ないかと言ったら、どうですか。ないですか。

○永田委員 ●●●●さんの信用はあるかもしれないが、こちらにはないですよ。

○事務局 会社を立ち上げるのは、資本金はあるじゃないですか。

○永田委員 だって、資本金は1, 500万です。

○事務局 ですから、事業するのにちゃんと証明書もついているわけですから、同じではないですか。

○永田委員 あくまでも撤去費用は別個に担保しないといけんでないか。

○事務局 それはないです、要件に。撤去しますよということがうたわれとるわけですから。もしも必要であれば、それはつけさせますけれども。

○永田委員 あとは、●●●●さんが第三者補償で当面は●●●●さんの信用。

○事務局 言われることはわかりますので、県のほうと協議しますので、もしも必要があれば、それを出せよと。

○濱坂議長 そのほかございませんか。何でもいいですよ。わからないところは聞いてくださいよ。

○齋尾委員 初歩的な質問ですが、この●●●●さんは、何でこんな事業をされたということでしょうか、遊休農地対策ですか。

○杉川委員 売電でもうけるため。

○齋尾委員 売電だけだったら、こんな作物をつくる必要はないような気もするのですが。

○河原委員 つくらええけどと許可してもらえない。

○事務局 許可はできるのですよ。今回の場合は、上と下が同じ方がされる、けども下のほうはもともとの耕作者が耕作しされてもいいのです。ただ、今回は下のほうも自分がここでするのでということで、3条を出されてきているわけです。本気になって会社もつくられているということです。

○齋尾委員 いいですか。売電の部分ではもうかりそうな気はするのですけれども、農業の部分ではもうからない。

○事務局 いや、もうけたいそうです。

○齋尾委員 もうけたいという思いがあるのですね。

○事務局 そりゃそうです。もうかるような計算式になっていないと、許可できない。

○河原委員 とりあえずは3年入ってなかったら、それはいけませんといって。

○事務局 もうからないのに農業をされないでしょ。

○齋尾委員 ですから、こういう審査をしてなんになるのかなあと。素人ではわからない。自分の専門分野で頑張られたら、ええと思うが。

○事務局 今はトヨタとかそういうところでも農業に参入したりしておりますので、それと一緒に思います。

○杉川委員 ●●●●は歳だし。孫が帰ってきたこともあるが、芝一本だからな、考えたら。

○濱坂議長 計画書だけからいくと、土地借りて発電するほうも、貸すほうも得するようになっているのですか、得というか、もうかるように、プラスになるようになっているのですね。何もせずに借地料はもらえるし、借りたほうは売電と農業で収入がある。

○齋尾委員 ただ、芝の部分ももうかる時代ではないですが。キリンソウはもうかるのでしょうか。

○盛山委員 芝は1年に1回されるわけではなく、全然管理しないとお金にならないのに。
○濱坂議長 芝だけでも大変ですか。
○盛山委員 950㎡を毎年ということはちょっと不可能と言ったらおかしいですが、この時間でできるのかなというのが。でも、遊休農地対策ということで、頑張ってもらいたいと思っています。
○事務局 できないと。
○濱坂議長 最初はな。
○友定委員 でも3年。
○事務局 営農自体ができないということね。
○友定委員 ●●さんは3年間、芝は出荷している。

(聞き取り不能)

○事務局 それだけで食べていくわけでないの。ちょっとごめんなさい。その収益に結びつかないというのはよくわかりませんが、面積が少ないということですか。

○盛山委員 ではなくて、さっき950㎡というのが出てきたでしょう、目標、一応、目標で、その8割でしょう。だけれども、1年に1回、刈るってこと自体がとっても今、難しい時代なのだというのをすごく、私は思ったのですが。2年、3年とつい。

○事務局 でも、それは普通の農家でも一緒ですが。毎年は買ってもらえんでしょう。ちょうど……。

○盛山委員 それが収支として上がってきていることが。

○杉川委員 自分ところが芝を刈るからな、これはソーラー芝と言って売れば、また適当に売るではないかね。

○濱坂議長 ただ、ここで問題になっているのは、売り上げが何ぼかではないですよ。数量が何ぼとれるかなのですから。

○盛山委員 そうそう、売り上げではなくて、だから、1年の950㎡の80パーセントをずっとしていくという形ですね。

○濱坂議長 1年に1回切る計画ではないですか。

○事務局 毎年は大変だということですよ。

○盛山委員 多分大変ですね。

○事務局 ちょうど行きましたら、●●●●さんのところは、ちょうどされておりましたが、刈られてすぐだったかな、そのときでした、私が見に行ったのは。

○杉川委員 うちのパトロールが25日に回ったときに、ちょうど刈ってあった、そこは。

○盛山委員 ●●●●さんはいいかもしれません。

○濱坂議長 何でされるかというのは、計画書に最後にあったと思うのですが、121ページですね、理由というのに書いてある。地域雇用の創出、土地の有効利用、持続できる農業経営の確立を目指してやるということです、そのモデルケースになりたいと。いけませんか、齋尾さん。

○齋尾委員 これがすごいなと思います。こういう本当に理念だったら、頑張ってもらいたいですね。

○濱坂議長 農業委員会の仕事はね、農地が農地としてきちっと守れているかどうか、それが発電施設と両立させながら、ちゃんと農業が営んでいるかどうかというのをチェックすればいいわけですから。経営の中身、いわゆる収支の辺までは、どうこう言わなくてもいいと思います。

○盛山委員 現地確認を極力するようにして。

○濱坂議長 そのほかございますか。ここは問題だぞというところがありましたら。いかがでしょうか。

議案2号の3につきまして、申請のとおり処理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、2号の3につきまして、承認いたします。

なお、中身については、私たちも十分見ていかなければいけないと思いますので、それぞれが気をつけておくということで、ひとつよろしく願います。

続きまして、3番、農地利用集積計画の決定についてに入りたいと思います。

説明をお願いします。

○事務局 議事の220ページをごらんください。農地利用集積計画の決定でございます。利用権設定が131件出ております。3年未満の契約は、31番と32番でございます。

それぞれの内容につきましては、議案書の各筆明細に明記しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

各要件につきましては、以前に配布しております、農業委員会法令業務ロードマップの3ページでございます。

なお、230ページに、●●●●からの農業法人適格要件届出書がございます。これは、農業生産法人が初めて農地の権利を取得する場合に提出するものです。

また、232ページに、●●●●から、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等の報告書が提出されております。これは、農業生産法人以外の法人が利用権の新規及び更新時に提出するものでございます。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。

農地利用集積計画のほうでございますが、1番が前田委員、それから229ページに、127、128が田中委員の案件でございますので、この3つを除いた、以外の分について、とりあえず審議をお願いしたいと思います。

何か御意見ございますか。

○永田委員 10番永田です。いいですか。頭から、ずっと2番からずっと中のほうを見たのですけれども、北条島の●●●●さんの分なのですが、更新の分は●●●●さん個人名で上がっていきまして、新規の分に関しては●●●●で上がっているのですけれども、これは●●●●に統一してもらったほうがいいわけではないのですか。

○事務局 ●●●●さんの御希望で、土地の分については、利用設定はもうそのときに●●●●で相手の方に判をもらったので、途中から●●●●にするようでは、本人さん、所有者さんに契約の時点では●●●●で許可してもらっているのということで本人さんが言われまして、なので、最初に●●●●さんで更新をとられている分は●●●●でいくということで本人さんがおっしゃっておられます。

○永田委員 経営としては、●●●●さんでいいのですかね、それとも別個でされるのでしょうか。

○事務局 いや、一緒でしょう、恐らく。

○永田委員 一緒でしょうね、普通なら。転貸借するという話でしょうか。

○事務局 はい。

○濱坂議長 そうだな、継続中のものなら待っていてもいいけれども、更新の時期だからな、ちょうど。

○永田委員 ●●●●さんがやっているの、そうしたいというのもわからなくもないのですけれども、それなら転貸借するようなところの流れというのは確認をしておかないと、●●●●さんの経営面積に入るのですよね。

○事務局 願いはしておきます。最初の3条のほうにもありましたけれども、●●●●さん。

○河原委員 ●●●●と同じなのです。

○事務局 ええ、一緒なのです。

○事務局 ●●●●って書いているのもあるし、ということで。

○濱坂議長 そのほかございますか。

そのほかに発言がないようですが、それでは、1番と127、128を除いた、以外の案件につきまして、計画のとおり決定してもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、決定いたします。

続きまして、1番の前田委員の案件でございますが、前田委員、除籍扱いで審議をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、1 番につきましても計画のとおり決定いたします。

続きまして、1 2 7、1 2 8 の田中委員の案件でございますが、田中委員、除籍扱いで審議をいただきたいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしということでございますので、1 2 7、1 2 8 につきましても計画のとおり決定いたします。

続きまして、2 3 0、2 3 1 ページ、農業法人適格要件届出書が出ておりますが、これにつきまして何か御意見ございますか。

○事務局 基本的には●●●●さんは、設立するときに届けを出しております。

○濱坂議長 それでは、2 3 0、2 3 1 ページの●●●●の案件につきましては、受理をしたいと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、2 3 2 ページ、●●●●の案件でございますが、いかがでしょうか。何か発言ございますか。

なければ、届け出のとおり受理したいと思いますが、よろしいですか。いかがですか。

徳山委員、最近の状況については、何かございますか。

○徳山（克）委員 一応、農協の扱っておる町有トラクターで耕うんというか、引っ張って天地返しをしとられます。今のところを。ほとんどが大豆採取でなしに。

（「枝豆」と呼ぶ者あり）

○徳山（克）委員 枝豆で売っておられるようです。ほとんど。最初から、1 0 月いっぱいぐらい枝豆で、1 0 月までとれるかなと思ったら、少しかたいようですが、それでも売っておられるようです。

○杉川委員 この間、2 5 日に農地パトロールをしたときに、●六尾を見たら、仕事はしてあるがなというのは、仕事はしてあった。それが……。

○濱坂議長 農地として適正に管理がしてある。

○徳山（克）委員 今回はきれいに全部、全部● されてあります。

○杉川委員 後のことは知らないが、とりあえずはきれいにしてあった。

○濱坂議長 状況としては、一応、農地として適正に管理されているということのようでございます。いかがでしょうか。受理してもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、●●●●の案件につきましても受理いたします。

次に、協議事項に入りたいと思います。

1 番、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書についての案件でございます。

説明をお願いします。

○事務局 協議事項の 2 ページをごらんください。農地法の第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出書が、3 名の方から出ております。農業委員会のあっせん希望はありません。以上です。

○濱坂議長 それでは、3 件出ておりますが、●●●●さん、●●●●さんの案件について、まず審議をいただきたいと思います。特に意見はございませんか。

（「はい、ございません」と呼ぶ者あり）

特に意見がないようですので、届け出のとおり受理したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、●●●●、●●●●につきましては、届け出のとおり受理いたします。

続きまして、友定さんから出ております案件でございますが、友定委員、除籍扱いで審議をいたしたいと思います。何か発言ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

特に発言がないようですので、届け出のとおり受理してもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、友定委員の案件につきましても、受理をしたいと思います。

続きまして、2番の農地法第18条第6項の規定による通知書について、12件ございますが、説明を願います。

○事務局 協議事項の6ページをごらんください。農地使用貸借合意解約書が12件提出されております。以上です。

○濱坂議長 一括で審議をいただきたいと思いますのですが、中身の確認をお願いします。何か気のつかれたこと、御意見はございますか。

杉川委員、●●さんの案件がありますが……。

○杉川委員 実際非常にあいたからな。

○濱坂議長 地主さんは、ちゃんと管理するということですよ、これね。

○杉川委員 そういうことかなと。

○事務局 それと、また説明の追加ですけれども。杉川洋子さんのことですが、農地優良化助成金が出ておりまして、それで、普通であれば返してもらうところですが、死亡の場合とかの場合には免除されるということになっております。なおかつ杉川さんの場合はもう今後、農業ができないだろうと、そこを返さざるを得ない、農業になっていないと、農業できない、大きな農業できないということで、免除という方向で手続きをとろうと思っております。以上です。

○濱坂議長 何か御意見ございますか。

特に発言がないようですが、出とります12件、一括して受理してよろしいでしょうか。いかがですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、18条第6項の規定による、解約書、全部受理といたします。

続きまして、北栄町農業振興地域整備計画の変更について、説明を願います。

○事務局 協議事項の18ページをごらんください。農業振興地域整備計画の変更でございます。この計画の農用地区域への編入を県に事前協議するため、農業委員会の意見を求められたものでございます。

対象農地は1筆で、場所は妻波、地目は畑、面積は計5,038㎡となっております。

編入理由は、耕作放棄地再生利用緊急対策事業実施のためということでございます。23ページ、24ページのとおり、所有者と大栄町土地改良区の同意書がございます。

また、編入後の農地の利用ですが、息子さんが耕作されるようでございます。これも現地確認いただいております。以上です。

○濱坂議長 続きまして、現地確認報告をお願いします。

○徳山(克)委員 写真を見ていただきたいと思います。裏のほうですが。何となく盛っておるようなところ、あれはカズラの跡でございます。

それから、道のへりにちょっとセメントのところがあると思うのですが、これが用水のバルブで、そこまで水が来ているということですし、この写真を見ると、平坦地になっておるようでございますが、山のほう結構勾配がついておりまして、水のほう排水はいいのではないかと考えております。それから農地、ハウスのほうの奥にあります。虫等の管理、管理というか、そういう虫の害がなくなるということもありまして、農地に編入されてもいいのではないかと考えました。

○濱坂議長 ありがとうございます。

徳山隆敏委員、ちょっとお尋ねしたいです。ここは整備事業はしていないのですか。

○徳山(隆)委員 ここは、個人的に山をされたところだと思います。

○濱坂議長 水だけ引いたのですか。

○徳山(隆)委員 ●●●●さん、元課長をしておられた。あそこですが。

○濱坂議長 それで、農振に入っていないということですか。

○徳山(隆)委員 だと思いますよ。

○濱坂議長 そうですか。

○徳山(隆)委員 ●●●●の上ですが。

○濱坂議長 ええ、わかります。わかります。

○徳山(隆)委員 あのあたりです。

○濱坂議長 それでは、説明なり現地確認報告を終わりましたが、何か御意見ございますか。

意見がないようですが、申し出のとおり可として返事をしてよろしいですか。

いかがですか、農振地域に編入してもよいということでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、変更、農振地域に含めるということで返事をしていきたいと思えます。

続きまして、伝統農地登録について説明をお願いします。

（一部略）

○濱坂議長 次に、5 審の平成 26 年度農作業労働標準賃金等基準額の決定についてでございます。

説明をお願いします。

○事務局 時間が大分なくなってまいりましたが、あと 10 分ほどしかございませんので、進行に協力をお願いいたします。

平成 26 年度農作業労働標準賃金等基準額です。協議事項の 27 ページをごらんください。先回、農作業労働標準賃金検討会委員を決めていただきまして。2 月 25 日に北条庁舎のほうで検討会を開催したところであります。

結果を申し上げますと、一般農作業及びオペレーター賃金を除く機械持ち込み賃金は消費税が含まれており、消費税が 8 % になることに伴い、増額補正を行いました。ただ、機械畦ぬり及び稲藁代につきましては、諸経費がかからないので、このたびは保留としております。また、水稻防除につきましては、需要が少ないとのことで保留といたしました。なお、消費税が 10 % になれば、改めて割り戻して見直しを行うこととしたところであります。

次に、ロールベラー作業賃でございます。これまでも運搬代やわら代は別料金であることを確認し、これを明記するようにいたしました。

参考として、本日、中部市町の一覧を配らせていただきました、御協議の参考にさせていただきたいと思いますが、琴浦町のみ、当町と同様、年度での適用となっておりますけれども、琴浦町のほうに聞きまして、26 年度の金額を入れております。

なお、本日の結果をもって、4 月 1 日から適用するよう情報提供を行います。以上でございます。

○濱坂議長 説明が終わりました。

何か御意見ございますか。これはもうちょっとどうかなとか、意見があれば出してください。御意見ございませんか。

なければ、お示しした基準額で公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、お示ししたもので、基準額として公表したいと思えます。

次に、農地白書の作成と提出について、説明をお願いします。

○事務局 協議事項の 28 ページからごらんください。昨年度に続きまして、本年度も農地白書の作成に取り組んでおります。ごらんいただきますようにまだ完成していませんし、まだ一部違ったりしますけれども、見える化としての取り組みのものでございますし、農業委員会の建議活動等の強化が可能になるものと思えます。ごらんいただきますと、昨年度と内容が変わっておりますので、ごらんいただいて御意見があれば、お願いしたいと思えます。

なお、このたびは農業委員のアンケートというのはございません。以上です。

○濱坂議長 農地白書の説明が終わりました。何か御意見ございますか。まだ、全体ができ上がっておりませんので、評価はしにくいと思いますが。

何かございますか。こういうものを入れてほしいとか。まだ途中経過でございますので、きょうはこれでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

もし何か気がつかれたら、事務局なり私のほうにまた御一報いただければと思えます。

追加であるようですので、説明をお願いします。

○事務局 本日お配りしました協議事項の40ページをごらんください。事務局では、農家の農地賃借料情報の提供のために、別紙1枚物です。農家への農地賃借料情報の提供のために1年間の利用権設定を集計しました。結果、ごらんのとおりの額となっております。参考に、本日、平成25年の4月に提供したものを裏面に印刷しておりますので、比較いただければと思いますが、平均額といたしましては、砂丘畑の上は1,700円上がっていますが、普通畑の上では若干下がっているところです。また、データ数につきましては、田の中が大きくふえおりますが、砂丘畑、普通畑では大きく減少しているところでもあります。

なお、このように情報提供をする理由としましては、45ページにございますとおりに、農地法の改正により、農業委員会の重要な業務となったので、この一つとして実施しているものでございます。これにつきましても情報提供を4月の1日から行います。以上です。

○濱坂議長 これも中身については御理解いただいておりますが、毎年1回、情報を出すということになっておりますので、必然的に出てくる数字でございます。

何か御意見ございますか、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○事務局 右の上のほうに平成25年4月と平成26年4月と書いておりますので、参考で書いております、25年の分は。一応、とんでもなく離れたような金額といいましょうか、事例が1筆ぐらいしかないような上のほうの金額や下のほうの金額というのは外させていただきますのものです。

○永田委員 影響、ゼロ円というのは考えない。ありますよね、無償は。

○事務局 無償は入っていません。あくまで有償のものです。それと、面積の小さいものの、100㎡以下とか、そういうものは外しております。

○杉川委員 普通畑のほうで、ハウスの場合はまた違う分があつてな、勘違いしてもらったら。

○事務局 そうですね、利用権設定の中に、その施設、要するにハウスがあるとか、ないとか、そういうところは全然載ってこないもので、ちょっとその辺もどうかなと思うのですが、出してもらうときにね。

○杉川委員 以前にあったのがあったですね。

○事務局 だから、高いのはあるのは多分、ハウス。ほかの事例とは一緒にできないので、外させてもらっていると。中にはあるかもしれない。

○杉川委員 備考欄の辺にでもハウスの場合は違うとか、何か一言書いておかないと、1万7,000円でいいのかという話になると困るからな。

○事務局 平均額で見てもらったほうがいいでないかと思いますが。

○濱坂議長 そうすることで、よろしいでしょうか。

次、報告事項に参りたいと思います。

7番、農地利用状況結果について。別冊7番です。

○事務局 昨年の年末、9月から11月にかけて行っていただきました農地利用状況の集計が出ております。その集計結果を産業振興課のほうからもらいまして、つけさせていただいたところであります。一応、2ページのほうをごらんいただきますと、表の右下のほうに、トータルの面積ございます。AとB、要するに運営できる農地なのですけれども、101ヘクタール、約100ヘクタールになるでしょうか、それぐらいの面積になっております。以上です。

○濱坂議長 利用調査の結果につきまして、何か御意見がございますか。遊休地がふえているというふうに数字が出ております。

○永田委員 これは、農振外れた畑も入れてのことですか。

○坂本委員 全部入っております。

○永田委員 何だか参考データにならないのですが、分母が違うので。農振地以外も含め

○濱坂議長 次に行きたいと思いますが、委員会報告。

まず、農地委員会、ございますが。

○岸田委員 冒頭にもありましたように農地委員長、きょう北栄町の議員さんの産建、

建設委員、常任委員さんとの意見交換会がこの後ありますので、よろしくお願ひしたいと
思います。以上です。

○濱坂議長 次は、農政委員会、ありますか。

○濱田委員 特に、きょうはありません。

○濱坂議長 きょうはないですか。

○濱田委員 はい。

○濱坂議長 広報委員会。

○前田（浩）委員 菜種が先月発行されました。何か御意見があれば、また直接お知らせ
ください。以上です。

○濱坂議長 菜種について、意見をしたいという方があれば、ございませんか。

次、では、そのほかの審議会等、ございますか。

○齋尾委員 済みません、お疲れのところ。今度の１３、１４に議会の一般質問がありま
す。その中で、農業関係につきましては、２名、３名ぐらいですかね、質問がありますが、
その中で婚活について質問される方が２名ぐらいありますので、また注目して傍聴なり、
ＴＣＣ等で注目していただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○濱坂議長 ありがとうございます。

そのほかございませんか。

それでは、連絡事項に移りたいと思います。一括して説明を願ひます。

○事務局 まず一般経過報告ですけれども、時間ありませんので、省略させていただきます
ます。ごらんのとおりでございます。

来月の総会でございますけれども、４月１０日木曜日、午後１時３０分から、こちらの
ほうでやるということであります。

それから、現地確認は前日の４月９日でございます。議席番号１５番から１８番の方に
お願ひをいたします。議案締め切り日は、今月の２５日火曜日ということになっておりま
す。以上です。

○濱坂議長 皆さん、何かございますか。よろしいですか。

○事務局 今月ですね、農業者年金のほうで新規加入が２名ありました。会長さんと齋尾
委員のほうで推進をしていただきまして、２名入りました。加入人数が今８名に今年度で
なりました。２人は再加入なので、手数料には含まれませんけれども、皆さんのおかげで
８名の加入がありまして、県内でもトップの実績となりましたので、御報告いたします。

○事務局 一応、農業会議からの割り当ては７名ということになっておりました。これも
非常に大きな数字だったのですけれども、それを越えたということでございます。ありが
とうございました。

○濱坂議長 それでは、９番のその他に行きたいと思います。何かございますか。

そのほかございませんか。

ないようですので、全議案、以上で終了したいと思います。

議長（会長）

議事録署名委員（２番）

議事録署名委員（３番）